平成２１年（フ）第２９１８号
札幌市白石区南郷通18丁目南６番10―103号
債務者　武井真由美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２２号
札幌市豊平区西岡２条11丁目７番26号
債務者　工藤志穂美（旧姓犬飼）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５７号
札幌市豊平区福住２条７丁目１番15号
債務者　増田　敏幸
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７４号
札幌市中央区南10条西16丁目１番28号　コーポ真坂２号
債務者　伊藤　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１７号
札幌市豊平区中の島１条９丁目７番16号　グランドアベニュー中の島Ｂ―203号
債務者　櫻湯　千文（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１９号
札幌市中央区南16条西11丁目１番15号　コーポ16―１
債務者　天童久美子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１号
盛岡市緑が丘３丁目19番５号　エクセリーヌ１―Ｃ号
債務者　小笠原光喜
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６３５号
盛岡市津志田西２丁目13番70号
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６３９号
盛岡市上田堤１丁目23番９号
債務者　杉中　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４５号
盛岡市仙北２丁目16番１号　メゾン・ド・ササキ102号
債務者　吉田美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４８号
岩手県八幡平市大更第25地割18番地１　駅前アパート105号
債務者　髙橋　嘉子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３６号
群馬県藤岡市本郷692番地４
債務者　齊藤　侑子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３８号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｋ棟639号
債務者　前川　勇人
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３４７号
群馬県高崎市筑縄町23番地１　ジュネス山本203号
債務者　細淵　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３５３号
群馬県高崎市八幡町1263番地７
債務者　原田　清一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３３号
埼玉県熊谷市柿沼780番地51　大幡団地２―202
債務者　金　　哲虎
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６１号
新潟県加茂市大字狭口乙241番地
債務者　志田　正明
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所三条支部